リ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ヌ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ル　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ヲ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

ワ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

二　［略］

三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

第五十九条の三　法別表第二の百二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

リ　当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ヌ　当該支給認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ル　当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ヲ　当該支給認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

ワ　当該支給認定に係る小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

二　［同上］

三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

第五十九条の三　法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該申請に係る指定難病の患者、その保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ニ　当該申請に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ホ　［略］

ヘ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別障害給付金関係情報

ト～ワ　［略］

二　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該変更の認定に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ニ・ホ　［略］

ヘ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別障害給付金関係情報

ト～ワ　［略］

［三・四　略］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　当該申請に係る指定難病の患者、その保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ニ　［同上］

ホ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ヘ～ヲ　［同上］

二　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ・ニ　［同上］

ホ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ヘ～ヲ　［同上］

［三・四　同上］

備考　表中の［　］の記載及び表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。